

いじめ重大事態の公表に関するガイドライン

令和7年7月

多賀城市教育委員会

1 公表に関するガイドラインについて

このガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）は、多賀城市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）が、いじめ防止対策推進法第28条第1項各号に基づく重大事態に関する調査報告書の公表を検討するにあたり、その基本的方針等を明らかにするとともに、その方針等を、いじめを受けた児童生徒及びその保護者、いじめを行った児童生徒及びその保護者に対し、分かりやすく正確に伝えることを目的とするものです。市教育委員会は、本ガイドラインに則り公表の有無を決定しますが、今後の公表の状況やいじめに関する社会的評価などを踏まえ、必要に応じて本ガイドラインの見直しも図りながら、柔軟に検討してまいります。

2 公表についての基本姿勢と意義・弊害

（1）基本姿勢

文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月）」（以下「ガイドライン」という。）では、「調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断するものであるが、特段の支障がなければ公表することが望ましい」としています。

（2）意義（目的）

- ① 社会全体でいじめの問題を考えていく契機となり、市民と共に、再発防止を含むいじめ防止対策に資すること。
- ② 市民目線に立った開かれた学校づくりを促進し、学校・家庭・地域が協働して、いじめ防止に向けた風通しの良い教育環境を創りあげること。
- ③ 学校や市教育委員会が、当事者として厳しく事実に向き合い、児童生徒の育成を第一義とした公正かつ適切ないじめ指導体制の構築や、教育行政の推進に役立てること。
- ④ 調査結果の公正性・中立性を確認し、信頼性を保つこと。

（3）弊害（懸念事項）

- ① 同じ学校の保護者や地域住民等が閲覧することで、個人が特定され、関係当事者の学校や地域での生活に支障が生じること。
- ② いじめを受けた児童生徒と周囲の児童生徒・保護者等との関係に影響が出て、いじめを受けた児童生徒の登校再開や立ち直り、いじめを行った児童生徒の反省や更生、当事者間の関係修復等の支障となること。
- ③ インターネット上での情報拡散等により、興味本位な書き込みや誹謗中傷による重篤な人権侵害により、関係する児童生徒の成長を阻害すること。

- ④ その後の重大事態に関する調査において、調査対象者に防衛機制が働き、事情聴取等への非協力的な態度や回答内容に変節が生じるなど、真実の把握が難しくなること。

3 いじめ重大事態の定義

いじめ重大事態とは、以下に該当する場合を指します。(ガイドラインより)

- 「いじめにより重大な被害が生じた」疑い又は「いじめにより不登校を余儀なくされている」疑いがある段階のこと。

【第1号】いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

【第2号】いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

4 公表について

(1) 基本的な考え方

- | | |
|--------|--|
| ① 公表主体 | 市教育委員会 |
| ② 公表時期 | 調査結果の確定後 |
| ③ 公表方法 | 市教育委員会ホームページ |
| ④ 公表内容 | 調査結果報告書の公表 |
| ⑤ 公表期間 | 6か月を基本としますが、公表中に、いじめを受けた児童生徒側の公表に対する意向に変化が生じた場合等、公表の継続が難しくなるような事情が生じた場合は、公表を中止することもあります。 |

(2) 公表までの流れ

- ① 事案発生
- ② 重大事態の認定
- ③ 保護者への説明（調査開始について）
- ④ 調査開始
- ⑤ 保護者への説明（報告書の内容及び公表等について）
- ⑥ 公表

※参考資料 いじめ防止対策推進法

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン